

令和元年度 第1回 西興部村総合教育会議会議録

開催日時 令和元年12月3日(火)午後1時30分～午後2時00分

開催場所 西興部村役場庁舎 委員会室

会議出席者 菊池村長、郡委員(職務代理者)、中山委員、松浦委員、亀井委員、
飯束教育長

(説明員及び書記) 吉田副村長、日下企画総務課長、黒田教育次長、岩木総務係

飯束教育長	ただいまより会議を始めます。開会にあたり、菊池村長からご挨拶をいただきます。
菊池村長	<p>本日は、第1回総合教育会議の御案内をいたしましたところ、御多用のなか、御出席をいただき、大変ありがとうございます。また、教育委員の皆さまには、日頃、本村の教育振興のために御尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。</p> <p>すでに御承知のことですが、教育行政のあり方を定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が、平成26年度に改正されまして、平成27年4月から施行されています。この法改正により、教育委員会制度のいくつかが改正されましたが、そのなかでも、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化を図るうえで、「総合教育会議」を設置すること、さらに、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「教育大綱」を策定することが新たに盛り込まれたところでございます。</p> <p>そこで平成28年2月10日付けで、西興部村総合教育会議設置要綱を制定するとともに、その事務に関しましては、教育委員会に補助執行をお願いしたところでございます。また、平成28年2月23日に平成27年度から平成30年度の「教育大綱」を策定したところですが、新たに平成31年度以降の「教育大綱」の策定が求められます。</p> <p>ご承知のとおり、現在の「教育大綱」策定は、西興部村村民憲章、第4期総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略、西興部村教育目標等を踏まえ策定されたものです。</p> <p>新たに策定する「教育大綱」も同様の考えで策定したいと考えております。期間については、4年から5年とされていますが、令和4年度に第5期総合計画が策定されますので、それまでの令和3年度の3年間としたいと思っております。</p> <p>本村の学校教育はもとより、社会教育・文化の振興につきまして、今後とも教育委員の皆さまと方向性を共有し、推進してまいりたいと考え</p>

ています。

この会議が、そのための有意義なものとなりますことを願ひまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

飯東教育長

ありがとうございました。続きまして、郡教育委員からご挨拶をお願ひいたします。

郡委員

教育委員会を代表いたしまして、ご挨拶を申し上げます。

本村の教育につきましては、日頃、村長のご理解をいただき、環境整備の充実が図られていることについて、教育委員会からお礼を申し上げます。

ただいまお話しがございましたように、平成 26 年度の法改正により、従来の教育委員会制度の一部改正が行われたところでございますが、教育委員会が所管する事務の執行権限は、これまでどおり教育委員会が責任を負うこととなっております。

私どもは今後とも保護者や村民の皆さまの声を真摯に受け止め、教育行政の執行にあたりたいと考えております。

その観点から、村長と私どもが本村の教育課題などについて直接意見交換ができる、この「総合教育会議」が設けられますことは、大変心強く感じているところです。

村長からご提案いただきます内容につきましては、法の主旨に基づき、双方尊重し、協議させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

飯東教育長

ありがとうございました。これより、設置要綱第 4 条第 3 項の規定により、村長が議長となり、本会議を進行していただきますので、よろしくお願ひいたします。

菊池村長

それでは、これより、私が議長を務めます。お手元の議案書 1 ページをご覧ください。日程の 3 は、「会議録署名委員の指名」となっています。設置要綱第 7 条第 3 項の規定により、署名委員は村長が指名することとなっています。そこで、本日の議事録につきましては、郡教育委員職務代理者と松浦教育委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き、議案第 1 号「総合教育会議の運営について」を議題といたします。教育長より、説明していただきたいと思ひます。

飯東教育長

はい、それでは、このことについて、別紙 1 をご覧願ひます。

別紙 1 は、総合教育会議の設置要綱です。すでに、皆さま目をとおしていただいておりますので、ここでは、2 点について、協議、確認をお願

いたします。

一点目は、2 ページの第 4 条第 2 項にあります「定例会議」の時期についてでございます。

これまで、双方でこの定例会議は、次年度予算編成時期の「10 月に」と協議してまいりましたが、12 月の開催となりましたことをお詫び申し上げます。そこで、令和 2 年度の定例会議の時期につきましては、10 月を目途とすることでよろしいか協議をお願いいたします。

二点目は、4 ページの第 7 条第 3 項の規定にあります「議事録の公表」に関してです。「議事録の公表」につきましては、「要綱」に特段の定めはありませんので、教育委員会が教科書採択の過程を透明化するうえから、その議題について村のホームページで公開しています。この総合教育会議の議事録につきましても、「非公開とする部分」を除き、村のホームページで公開することでよろしいでしょうか。また、ホームページで公開した議事録を複写して、公民館図書室に配架することでよろしいでしょうか。以上の 2 点について、協議をお願いいたします。

菊池村長

それでは、要綱についてはお目通ししていただいていると思いますので、ただいま説明のありました 2 点について協議いたします。

一点目の「定例会議」の時期につきましては、説明がありましたとおり、予算編成のことも考慮し、令和 2 年度は「10 月」ということで開会したいと思います。見直しが必要であれば、翌年度について見直すということではいかがでしょうか。

各委員

異議ありません

菊池村長

それでは、令和 2 年度の定例会議の時期を 10 月といたします。その間に、協議する事案が生じた場合、臨時の会議を開くことは、設置要綱のとおりです。

続いて、二点目の「議事録の公表」について、提案にありましたとおり、村のホームページと、そのホームページの議事録を複写して公民館図書室に配架し、村民の皆さまにご覧いただくようにするという事です。そのように取りはからってよろしいでしょうか。

各委員

はい。

菊池村長

それでは、「議事録の公表」につきましては、村のホームページと公民館図書室において公表することといたします。

その他、委員の皆さんから、議案第 1 号に関して御質問、御意見はありませんか。

各委員	ありません。
菊池村長	それでは、議案第2号「教育に関する『大綱』及び重点施策について」を議題とします。教育長から説明してください。
飯東教育長	<p>それでは別紙 2-1 を御覧願います。この資料にあります 1 ページの「(1)大綱の定義」や、2 ページの「(2)大綱の記載事項」につきましては、双方、すでにご確認いただいておりますので、私からは、別紙 2-2「西興部村教育大綱(案)」について、4 点の説明を加えます。</p> <p>一点目は、教育大綱の期間についてです。文部科学省の通知では、4 年から 5 年となっていて、教育大綱は村長が定めることになっています。</p> <p>今回は、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間でしたが、令和 4 年度に第 5 期西興部総合計画を策定することになっていますので、令和 3 年度までの 3 年間とします。</p> <p>二点目は、「教育大綱」のつくりについてです。「村民憲章」「教育目標」「第 4 期総合計画」「総合戦略」を踏まえて定めようということです。そのうえで、参考欄に記載がありますとおり、「基本理念」は、教育並びに行政の継続性の観点から、村の教育目標を据えるということです。</p> <p>三点目は、基本方針についてです。基本方針の柱立ては、別紙 2-2 の 1 ページから 3 ページにわたって 4 本としてあります。これは、別紙 2-2 に参考として添付いたしました「第 4 期西興部村総合計画」の関係する基本目標との整合性を図ることに配慮したものです。</p> <p>四点目は、「重点施策」についてです。基本方針の「重点施策」の内容は、以前の重点施策の実施状況や村長と協議している内容、及び教育委員会での協議意見等を踏まえた内容を記載してあります。以上です。</p>
菊池村長	<p>ただいま、「教育大綱」をこのように策定することについて 4 点の補足説明がありました。教育委員会においても、協議された経緯があると聞いています。</p> <p>そこで、御意見を伺います。松浦委員は、第 1 期・第 2 期の「総合戦略」の策定委員として御尽力をいただいているところですが、「第 1 期総合戦略」の事業評価を踏まえ、「基本方針」の 1 と 2 について、御意見はありませんか。</p>
松浦委員	基本方針 1 につきましては、新設された子育て支援センター「里住夢」にて子育て世代の親御さんが、保健師や同世代の方々と交流を持つこと

によって孤立することなく、悩みを共有でき、少しでも不安のない子育ての時間を過ごされていることと思います。しかしながら家庭の事情により片親だけの家庭が増えているのも事実です。

基本方針 2 に関してですが、年に一度の学校訪問の際には複式学級での先生のご苦勞や授業時間にひとつの学年が一人の先生と向き合えない歯がゆさを感じます。しかしながら寄り添いという時間も多くて、一人ひとりに向き合うなかで、家族や友人とは違う角度から子どもたちをサポートし、事件や事故又は虐待などの早期発見につながっていることと思います。

2 年に一度の海外体験学習ですが、短い時間ですので、言語の習得には至りませんが、親元を離れて仲間と過ごす異国の時間は、未来ある生徒たちの視野を広げるきっかけになっていくと確信しておりますので、今後も継続していただきたいと思っております。

最後に ALT に関しましても自治体によっては継続に苦勞されているとの記事がありました。当村におきましては、途切れることなく続いていることをありがたく思っております。

以上です。

菊池村長

ありがとうございました。

ただいま、松浦委員から御意見をいただきましたが、亀井委員につきましては、「基本方針の 2」の施策に関して、ご意見はありませんか。

亀井委員

はい。「基本方針の 2」学校教育の充実についてお話させていただきます。

重点施策の中で 5 点あがっております。非常にお願ひしたいことなのですが、(3) ICT 教育の環境整備事業推進でございます。ICT というのは情報通信技術ということと解釈しておりますが、コミュニケーション能力とか、そういったものも入ってくると思います。

この西興部村の中には 3 校存在しておりますが、(5) とも絡んでくるのですが、そちらの方のコミュニケーション、また情報等を共有する中での設備面などの課題というのが出てくると思います。長いスパンでの考えで設備面での充実を検討していただけるようお願いいたします。

また 4 番の英語教育の推進、先ほどの松浦委員の意見にもあったと思いますが、やはりこれからの時代は英語教育というのは非常に重要なものですので、英語教育の推進を重点的に考えていただけるといいなと思います。また、学校間交流ですね、本村内に 3 校ありますが、こちらの方の交流も現時点で非常に充実した状況だとは思いますが、引き続き行っていただけるよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

	<p>以上です。</p>
菊池村長	<p>ありがとうございました。</p> <p>中山委員さんは、文化・スポーツの推進にご尽力いただいておりますが、「基本方針の3」の施策に関してご意見はありませんか。</p>
中山委員	<p>私は重点施策の（2）の高齢者の「生きがい」づくり事業の推進がとても大事で重要だと思います。</p> <p>高齢化社会に向けて、高齢者が生きがいを持てるように継続的で魅力あるプログラムを提案して行くことが必要だと思います。そのときに高齢者だけの意見ではなくて若い人の意見、壮年者の意見、いつか若い人も壮年者も高齢者になる、その人たちが高齢者になったときにどのようなことをしたいか、して行きたいかということを知ることによって、高齢者の意見だけではなくて、いつか若い人も壮年者もたどり着く高齢化社会のなかでどのような気概をもっていったらいいか意見を聞いてですね、継続的で魅力的なプランを提案すると「ああ、やってみよう」となると思うので、創意工夫が必要だとは思いますが、知恵を絞りあつて、いろいろな事例も参考にして築きあげていくことが、これからの西興部村にとっても、とても大事だと思っています。</p> <p>以上です。</p>
菊池村長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、全体を通してでもよろしいのですが、郡委員さん、何かご意見はございますか。</p>
郡委員	<p>基本方針は、そのままではございますが、事業施策の内容がより一層現実化されているように思います。また各委員さんにお伺いしましても真剣に取り組んでいる内容だなとつくづく思われました。事務局におかれましてもこの基本方針にのっとって遂行していただきたいなと思っています。</p>
菊池村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の委員さんからも全体を通して何かありませんでしょうか。</p> <p>それでは、「教育大綱」をこの内容で策定したいと思います。</p> <p>なお、「重点施策」につきましては、平成31年度（令和元年度）と令和2年度はこの内容といたしますが、令和3年度の重点施策につきましては、令和2年度の会議で変更の可否について、改めて協議を行いたいと思います。</p>

次に、議案第3号「教育に係る課題についての意見交換」を議題といたします。委員の皆さまから、この会議で「意見交換」が必要と考えておられる事項がありましたら、お話しただければと思います。何かございますか。

各委員 ありません。

菊池村長 それでは、特にないとのことなので、議案第3号については終了いたします。

次にその他ですが、事務局から何かありませんか。

飯束教育長 ありません。

菊池村長 わかりました。では、私から一点申し上げます。ただいま「教育大綱」を決定いたしました。が、「教育大綱」は、文部科学省通知を読みますと、「目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない」とありますので、ホームページなどで公開する内容は、先行自治体の例にならい、別紙2-2の1ページに記載しました「前文」と「基本理念」、そして「基本方針」の3構成ということにしたいと思っております。

なお、このようにいたしますが、改善が必要と判断した場合は、教育委員会と協議して、改善してまいりたいと考えています。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回総合教育会議を閉会いたします。

皆さま御苦労さまでした。

午後2時00分閉会を宣言